

# 有限会社ヒーローネット行動計画

社員が仕事と子育てを両立することがき、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3月11月1日から令和6年10月31日までの3年間とする。

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児・育児休業給付、育児中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和3年11月～ ①育児に関する諸制度を盛り込んだ就業規則の改正

令和3年11月～ ②労働基準監督署へ提出する。

令和3月11月～ ③法に基づく育児介護に関する諸制度を従業員へ周知する。

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う。

<対策>

令和3年12月～①対象社員との面談を通して、体調管理やメンタルヘルスケアに十分配慮する。

令和3月12月～②育児休業を所得しやすいよう代替要員の確保に努める事や復帰後テレワークや時短勤務できる体制を整える。

令和3月12月～③休業中も SNS や Slack などのツールを使いつでも職場の様子や仕事の内容の確認ができるようにする。

目標3：子の看護休暇取得を拡充する。

<対策>

令和3年11月～ ①社員が子どもの看護のため休暇を希望する場合、時間単位で休暇を取得できる事を周知する。